

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(産学官連携課)</p> <p>第9条 産学官連携課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 産学官連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。</p> <p>(3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。</p> <p>(4) <u>国際イノベーション機構</u>に関すること。</p> <p>(5) その他産学官連携に関する事務で他に属しないこと。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(産学官連携課)</p> <p>第9条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>産官学連携本部</u>に関すること。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年7月1日から施行する。</p>